今後の不登校施策に関する有識者等会議 第3回会議

令和6年7月16日 (火) 14時00分 JPタワー名古屋

0	前回いただいたご意見等
1	- Ⅱ 多様な教育機会の確保」について
(1)	夜間中学における不登校学齢生徒の受入
(2)	教育支援センターの拡充
(3)	高等学校等の生徒を含めた支援
2 ~	の他
\circ	諸連絡

第3回

今後の不登校施策に関する 有識者等会議

学びの多様化学校の設置

<市立学びの多様化学校の設置について>

- ・名古屋に二つ目の学びの多様化学校が必要なのか、分析が見えないところがある。
- ・子ども側が自分が学びたい場所を選べるようにすることが理想的。従来からあるもの とこれからつくるものに特徴がそれぞれあるとすれば必要。
- ・一つの学校をつくって終わりでなく、そこで学んだ先生の人事還流や研修によって、 市全体として多様な学びをどの学校でも提供できるようになることが理想的。
- ・市全体でベースとして「ナゴヤ学びのコンパス」が共通言語としてあるので、人事異動があっても一定レベルは確保できると思われる。
- ・携わる先生方の研修や情報共有、サポートする体制が非常に重要である。
- ・多様な教育機会の確保として、柔軟で弾力的な教育課程を編成した「市立学びの多様 化学校」を設置する意義はある。一方で、市立として立ち上げる場合、内容がかなり 多岐に渡るため、ここだけの場で決めるのは難しい。別の場で議論すべき。

ICTを活用した学習支援

<オンライン学習プログラムによる学習支援の継続について>

・学校と教育支援センターで委託業者(契約)が異なる。子どもや保護者等からすると同じIDが使えるシームレスな環境をどこかのタイミングで解決していく必要がある。

<メタバースを活用した支援の実施について>

- ・相手が子どもで、保護者がその場に居ない場合、画面の向こう側で生じる子どもの安全管理は非常に難しい。導入には責任もセットで生じる。アウトリーチのメリットはあるが、リスクマネジメントやルール設計を考える視点は重要。
- ・ネットでの相談は対面に比べて少ないが一定数いる。その子たちの特性として、ネット以外の相談相手をもっている子に比べてリスクが高い印象がある。リスクを抱えが ちな子が来る可能性は高いため、それを踏まえて相談員の配置が不可欠。
- ・対象者の範囲や出欠席の取扱いについて検討を進めてほしい。メタバース空間を校長 がどういうものか知らない不安がある。

校内の教室以外の居場所づくり

<中学校全校設置について>

- ・当初は、教員の中にも学校にこれをつくることに疑問をもつ意見もあったが、実際に始めてみると、その意義について理解が得られている。
- ・中学校での全校設置を進めていってほしい。

< 小学校での支援を実施することについて>

- ・小学校では通級指導教室と居場所が混同しないようにする必要がある。すぐに全校というわけにはいかないので、まずはモデル的にやってみることや、通級が相応しいのか居場所が相応しいのかをきちんとアセスメントできる体制をつくることが重要。
- ・小学校でのつまづきがあり、それが中学校の不登校という形で出てくる生徒も多い。中学年 (九歳、十歳の壁)ぐらいでつまずく子どもに対して早めに支援することが重要。
- ・小学校の非常勤SCの時間数増や中学校勤務の常勤SCとの連携も考えられる。
- ・居場所をつくるとともに、どのような人を配置するかも重要で、資金面や内容をしっかり検討 する必要がある。
- ・小学校では柔軟に対応できる力量のある人が必要。不登校の背景には家庭問題や友人関係の問題などがあり、これらに配慮できる経験をもった教員が必要。
- ・どうしても担当する人任せになりがち。認識のズレや担当する人の孤立が大きな問題となる。 委託をするにしても、考えの擦り合わせをし、方向性が統一され、個人商店にならないように する必要がある。

【学びの多様化学校の設置】

本会議の委員総意を踏まえ、中身については別会議で議論していく。

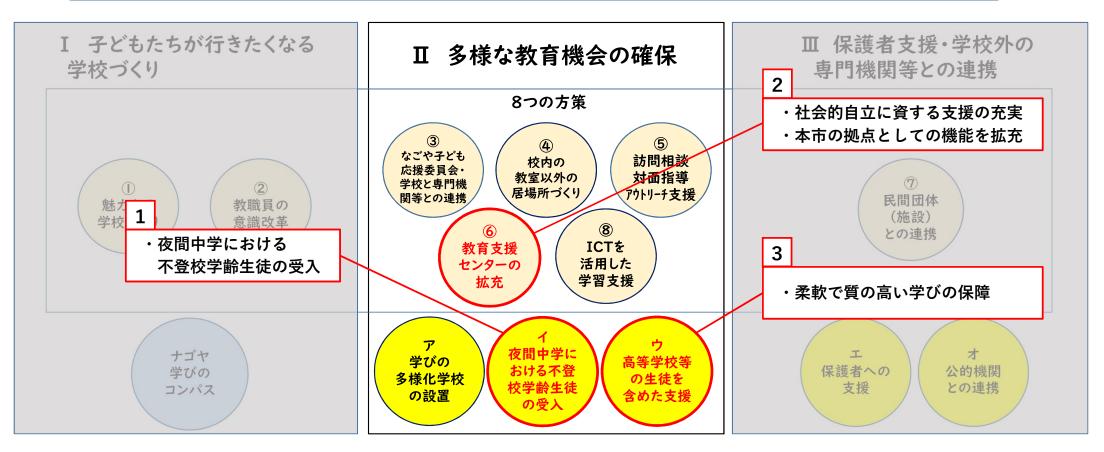
【校内の教室以外の居場所づくり】

中学校での全校設置を進めていく。小学校では小学校段階での特徴も踏まえ、方向性や設置の仕方、必要な仕組みづくり等を改めて整理し、**試行実施**から進めていく。

【ICTを活用した学習支援】

メタバースにおける学びの場づくりについては、いただいたご意見等も踏まえ、学校や委託 業者と連絡・調整を進め、9月から行う実証事業に反映させていく。また、仮想空間と現実世 界とのつなぐ取組についても研究していく。

「児童生徒一人一人の思いや願いを尊重し、全ての児童生徒に<mark>多様な学びの場を確保</mark>すること」 「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立できること」を目指す



夜間中学

参照:「夜間中学の設置・充実に向けて【手引き】(第3次改訂版)』文部科学省 「夜間中学設置応援資料 夜中を全国に! | 文部科学省

夜間中学とは

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など 様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業し た方、外国籍の方などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障 するための様々な役割が期待されている。



国の動向等

教育機会確保法 (平成28年12月)

【地方公共団体における就学の機会の提供等(第14条)】

学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会を提供されなかった者の中に、就学 機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、**全ての地方公共団体に夜間中学における就** 学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられている。

菅内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日 衆議院予算委員会)

夜間中学は、高齢の方や不登校経験者など、十分な教育を受けられなかった方々に対して、また、 日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。引き続 き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、**今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学** が少なくとも一つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取 り組んでいきたい、このように思います。

教育振興基本計画 (令和5年6月16日 閣議決定)

教育機会確保等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置される よう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教 育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

全国に<mark>53</mark>校(R6.4) 設置状況

名古屋市は 令和7年度開校予定



不登校生徒の受入

「不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)| (令和元年10月25日付)

<入学希望既卒者>

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等 を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者につい ては、夜間中学での受入れを可能とすることが適当

不登校児童生徒が近年増加傾向にある現状を踏まえ、 <学齢生徒>/ 不登校児童生徒に対する多様な教育機会を確保する観点から

現在不登校となっている学齢生徒も、本人の希望を尊重した上で、在籍 校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクールなどと同様に、 夜間中学で支援を行うことが可能

名古屋市立なごやか中学校(夜間中学)

・夜間中学における不登校学齢生徒の受入

名古屋市における経緯

昭和27年4月 市立天神山中学校と市立東港中学校に夜間中学を開設

昭和42年3月 市立東港中学校の夜間中学を閉鎖 昭和44年3月 市立天神山中学校の夜間中学を閉鎖

昭和48年10月 愛知県補助事業として、愛知県教育・スポーツ振興財団が

中学夜間学級を開校

令和5年3月 令和7年4月設置に向け取り組むことを表明

令和6年2月 学校設置条例の改正

令和7年4月 名古屋市立なごやか中学校開校

市立夜間中学設置の枠組

阻 │ 開校年次:令和7年4月

◆設置場所:市立笹島小中学校内に設置

◆設置形態:単独校として開設

◆入学対象:学齢期を過ぎた方で、以下のいずれかの要件を満たす方

・様々な事情により、義務教育を修了できなかった方

・本国で義務教育を修了していない外国籍の方

・不登校などの事情により義務教育が十分に受けられなかった方

◆学校規模:1学年1学級

◆修業年限:3年(最長6年) (※校長が特に必要と認めた場合は、この限りではない)

◆入学時期: 4月を基本とする

◆編入学対応:中学2年、中学3年からの編入学も可能とする



不登校になっている学齢生徒への支援

本市では「市立夜間中学の設置に関する有識者等会議」を踏まえ、学齢生徒の受入 については、以下のようにまとめた。

学級定員の範囲内において、<mark>名古屋市内に在住する中学生を対象とし、夜間中学で学ぶことについて</mark>検討する。なお、受入の際は、在籍校に籍を残したままとし、在籍校で指導要録上の出席扱いとする。

参考

<学齢生徒の受入をする際に留意すること>

- ① 名古屋市立中学校に対して、受入の趣旨について十分説明を行うようにする。
- ② 当該生徒の受入体制を整えるとともに、在籍校における支援体制について確認した上で実施するようにする。
- ③ 受入の際は、授業見学や本人及び保護者の面談を行うようにする。
- ④ 当該生徒の在籍校との連携を十分に図るようにする。

参照:「市立夜間中学の設置に関する有識者等会議のまとめ」(令和5年7月) 市立夜間中学の設置に関する有識者等会議 「市立夜間中学設置基本計画」(令和5年12月) 名古屋市教育委員会

夜間中学における不登校学齢生徒受入状況

三豊市立高瀬中学校(香川県)

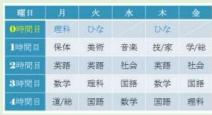
★ R4年4月★ **「夜間中学7**

R4年4月 夜間学級 開設 (※市立高瀬中学校の校舎の一部を利用)

◆ 「夜間中学で学齢期の生徒の受入を行う不登校特例校」として、 R4.3.28に全国で初めて文部科学省の指定を受ける。

▶ 学齢期生徒 R4年度:中学3年生1名が転入・卒業

R5年度:体験入学を終了した2名が転入し通級



「大牟田市立宅峰中学校ほしぞら分校 | 学校ホームページ

「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針」三重県教育委員会(令和6年3月)

参照:「三豊市立高瀬中学校」学校ホームページ

三重県ホームページ

平日(月~金)

授業 17:25~20:50 40分×4時間

※学齢生徒は週5日の内3日は、 16:40から授業 (0時間目)が ある

大牟田市立宅峰中学校ほしぞら分校(福岡県)



- ▶ R6年4月 夜間中学 開校 (※利便性の優れた市立松原中学校内に設置)
- ◆ R6年2月 文部科学省から「学びの多様化学校」の指定

17:30~17:40	ホームルーム
17:40~18:20	1校時
	休憩(5分)
18:25~19:05	2校時
	休憩 (20分)
19:25~20:05	3校時
	休憩(5分)
20:10~20:50	4校時
20:50~	ホームルーム・下校

平日(月〜金) 授業 40分×4時間 ※学齢生徒は週2回(火・木)は、 16:40から授業を行い、週あた りの授業時数を22時間 (年間総時数800時間程度)

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校(三重県)



- ◆ R7年4月 夜間中学 開校予定 (※県立みえ夢学園高等学校内に設置)
- ◆ 不登校学齢生徒にも多様な教育機会を確保する観点から、<u>「学びの多様化学校」</u>の指定の 申請することに加え、**在籍校に籍を残したまま夜間中学において受け入れることも検討**
- ◆ 学齢期生徒 入学できるように準備を進めている



夜間中学における不登校学齢生徒受入

- ・夜間中学における不登校学齢生徒の受入
 - 多様な学びの場の一つとして活用していくこと(受入方法、受入体制等を含む)については、令和7年度開校後、夜間中学の運営状況も踏まえて、引き続き検討していく。

教育支援センターの拡充

- ・社会的自立に資する支援の充実
- ・本市の拠点として機能を拡充

教育支援センターとは

「設置の目的」(令和元年10月 文科省初等中等教育局長通知「教育支援センター整備指針(試案)」)

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導(学習指導を含む)を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。 教育機会確保法の施行後、改めてまとめ直された。

「登校拒否問題への対応について | (平成4年9月文部省初等中等教育局長通知)

学校以外の場所に登校拒否の児童生徒を集め、その学校生活への復帰を支援するため様々な指導・援助を行う<u>「適応指導教室」</u>について、その設置を推進するとともに、指導員や施設設備等の充実に努めること

全国で適応指導教室の整備が進められた。

「不登校への対応の在り方について」(平成15年5月文科省初等中等教育局長通知)

適応指導教室については、その役割や機能を照らし、より適切な呼び方を望む声があったことから、国として標準的な呼称を用いる場合は、不登校児童生徒に対する「教育支援センター」という名称を適宜併用する

教育支援センターが不登校児童生徒やその保護者の身近な存在となり、早期に相談・指導につながる施設として機能するためには、名称を不登校児童生徒やその保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにすることも効果があると考えられるため、教育機会確保法基本指針や令和元年通知では、「教育支援センター」と統一したことに留意する必要がある。なお、各教育委員会においては、様々な親しみやすい名称を付している実態があるが、そのような工夫は今後も行われるべきである。

不登校に関する調査研究協力者会議報告書課~今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について~(R4.6)

令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

【全国】教育支援センター設置数 1,654箇所 教育支援センターで相談・指導等を受けた人数 25,054人 **公立小中 (不登校児童生徒に対する割合 8.6%)

令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 指定都市別 教育委員会が設置する「教育支援センター」の状況

【指定都巾別】							
		設置数	指導員数	指導員数	指導員数	指導員数	指導員数
		1 1	常勤	常勤	非常勤	非常勤	計
			人数	割合	人数	割合	人数
		(箇所)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)
1	札幌市	6	0	0,0	26	100,0	26
2	仙台市	9	4	6.7	56	93.3	60
3	さいたま市	6	0	0.0	18	100.0	18
4	千葉市	6	0	0.0	12	100.0	12
5	川崎市	6	0	0.0	26	100.0	26
6	横浜市	14	4	5.6	67	94.4	71
7	相模原市	7	0	0.0	12	100.0	12
8	新潟市	6	38	71.7	15	28.3	53
9	静岡市	3	4	17.4	19	82.6	23
10	浜松市	9	0	0.0	46	100.0	46
11	名古屋市	R6から「4」 (3	12	15,2	67	84.8	79
12	京都市	5	2	4.7	41	95.3	43
13	大阪市	3	1	6.3	15	93.8	16
14	堺市	4	8	42.1	11	57.9	19
15	神戸市	8	35	74.5	12	25.5	47
16	岡山市	5	0	0,0	38	100,0	38
17	広島市	4	0	0.0	15	100.0	15
18	北九州市	4	0	0,0	35	100.0	35
19	福岡市	4	4	33.3	8	66.7	12
20	熊本市	5	7	87.5	1	12.5	8
	計	117	119	18.1	540	81.9	659

教育支援センターの拡充

- ・社会的自立に資する支援の充実
- ・本市の拠点として機能を拡充

本市における相談の流れと関係機関の紹介

保護者

①相談

ハートフレンドなごや(総合相談窓口) 子どもの状況に適する関係機関の紹介を行う

2紹介 -

外には出られるが 対人不安が強い場合

なごや フレンドリーナウ (教育支援センター) ②対応 -

引きこもり傾向等 がある場合



なごや

2)紹介

医療的・福祉的な ケア等が必要な場合



医療・行政機関など その他の関係機関

相談先の例				
内容	相談先の例			
外に出られるが対人不安が強い場合	なごやフレンドリーナウ			
引きこもり傾向等がある場合	ハートフレンドなごや (訪問相談)			
医療的・福祉的ケア等が必要な場合	医療・行政機関など			
その他の不登校や登校渋りなど	ハートフレンドなごや (電話・来所・メール相談)			

参照:「不登校児童生徒支援サイト」名古屋市ホームページ

名古屋市教育支援センターの概要 (なごやフレンドリーナウ)

心理的な理由によって登校していない児童生徒を対象に、 市内4か所(浄心、笠寺、鶴舞、大曽根)において、通所に よる教育支援を行う。 令和6年度 新たに開設



保護者の方から直接

学校を通じて連絡

電話で申し込み

通所を始める前に

丁寧な

アセスメント

保護者と子どもでの見学

在籍校からの通所申し込み インテークと

受け入れのための面接

受け入れのための会議

通所開始

子ども支援部

月~金の午前2時間もしくは午後2時間 (木の午後は施設により異なる)、相談 員に見守られながら、集団生活を行う。 所内・所外の体験活動も行っている。►

教育相談部

子ども・保護者のそれぞれが、定期的に教育相 談(1回50分)を行う。

通所に慣れてきたら、週5日、午前・午後通して 通所することが可能な小学部・中学部で活動。自 習の時間も取り入れる。

名古屋市教育支援センター

なごやフレンドリーナウ(浄心)

◆ 月~金(祝日、年末年始除く) $8:45 \sim 17:30$





エントランス

ラポールホール(みんなで過ごすへや)



自習の部屋

令和5年度 通所者数 320人

なごやフレンドリーナウ(鶴舞)

◆ 月~金(祝日、年末年始除く) 8:45~17:30



音楽のへや

ラポールホール(みんなで過ごすへや)





多目的ホール



プレイルーム(子ども相談の部屋)



中学体験部のへや

【沿革】

昭和63年 治療教育相談センター[中区]

平成3年 浄心に新築移転

平成26年 笠寺サテライト開設 平成27年 鶴舞サテライト開設

令和6年 大曽根サテライト開設



平成5年 全国適応指導教室連絡協議会設立 (事務局)

平成12年 「子ども適応相談センター」

(なごやフレンドリーナウ)に名称変更

平成14年 愛知県適応指導教室連絡協議会設立

(事務局)

令和6年 「教育支援センター」に名称変更

(なごやフレンドリーナウは継続使用)

なごやフレンドリーナウ (大曽根)

月~金(祝日、年末年始除く) 8:45~17:30







外観

小学部のへや

中学部のへや

令和6年度 新たに開設





待合室

プレイルーム(子ども相談の部屋)

なごやフレンドリーナウ(笠寺)

◆ 問い合わせ・見学申込等は、なごやフレンドリーナウ(浄心)へ 教育相談部 < スポーツ振興会館 5 F >

令和5年度 通所者数 117人





子ども支援部<南生涯学習センター1F>





保護者相談の部屋

みんなのへや

学びのへや

教育支援センターの拡充

- ・社会的自立に資する支援の充実
- ・本市の拠点として機能を拡充

教育支援センター設置の目的

不登校児童生徒の**集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善**等のための 相談・指導(学習指導を含む)を 行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。

集団生活への適応

児童生徒同士の交流・集団活動の場として 「体験活動 | を企画・運営

トランプ、ボードゲームなど少人数での ゲーム活動や、スケッチ、工作などの創作 活動、読書や楽器演奏、スポーツ活動、園 芸活動、調理実習など。

南知多や東山動植物園へ行くなど、セン ター外での体験活動も。

情緒の安定

「**相談活動**」を実施

相談員を配置し、個別に相談の時間を 設けている。保護者との相談活動も並行 して行っている。

また、ソーシャルスキルトレーニング などの心理教育的活動も全体の活動ある いは個別の活動として取り入れている。

基礎学力の補充

「**学習活動**」を実施

各自のペースに応じた個別学習を主体 としている。児童生徒によっては、学習 に向き合えるまでの心のエネルギーが回 復していない場合もあるため、内発的な 学習意欲を大切にした支援を心掛けてい

基本的生活習慣の改善

「体験活動 | 「相談活動 | 「学習活動 | を 組み合わせて、

「基本的な一日の流れ(日課) | を設定

一人一人の状況に応じて通所の開始・ 終了時刻を変更するなど柔軟に運営して いる。

活用例



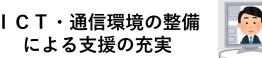
オンライン学習プログラム コミュニケーション による学習支援

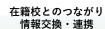


ツールとして活用



での活用







支援シート等の 電子化による 情報共有

教育支援センターがこれまで大切にしてきている 「丁寧なインテークやアセスメント|「対面での関わり| を土台にしつつ

教育支援センターの拡充

- ・社会的自立に資する支援の充実
- ・本市の拠点として機能を拡充

関係者や専門機関が築いてきた「つながり」

学校、心理・福祉の専門家、ハートフレンドなごや、教育支援センター、民 間団体(施設)、児童相談所など、学校内外の専門機関や関係者が、これまでそ れぞれで「つながり」を築き、不登校児童生徒や保護者への支援を行ってきて いる。

<社会の変化とともに>

- 不登校の要因や背景が、多様化・複雑化
- 不登校児童生徒数の増加 (10年前に比べ、中学生は2倍強、小学生は5.5倍)
- 多様な学びの場(受け皿)も増加

教育支援センターを拠点とした「つながり」

児童生徒や保護者に、継続的かつ一貫した支援を行う視点から、子ども一人 一人の多様な課題やフェーズに寄り添い、専門機関や関係者が築いてきたそれ ぞれのつながりに加え、**教育支援センターを拠点とした相互連携**により、不登 校児童生徒や保護者への切れ目ない組織的な支援を推進していく。

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(COCOLOプラン)| (令和5年3月 文部省初等中等教育局長通知)

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたい と思った際に多様な学びにつながることができるよう、不登校児童生徒の個々の ニーズに応じた受け皿を整備するとともに、**教育支援センターが地域の拠点と** なって、児童生徒や保護者に必要な支援を行うことが重要である

本市における専門機関・関係者・多様な学びの場



自宅:児童生徒、保護者

オンライン学習プログラム、メタバース



学校:教職員、SC・SSW(子ども応援委員会)

教室、別室、校内の教室以外の居場所、

オンライン学習プログラム



ハートフレンドなごや:相談員、指導主事等

メール相談、電話相談、

訪問相談、来所相談



民間団体(施設):社会的自立に資する生活や学びなど



公的機関:子ども青少年局…児童相談所

子ども若者総合センターなど

健康福祉局…重層的支援体制整備など

教育支援センターが不登校児童生徒や保護者への支援に係る 本市の総合的な拠点として、専門機関や関係者、多様な学びの 場と相互連携していく。

教育支援センターの拡充

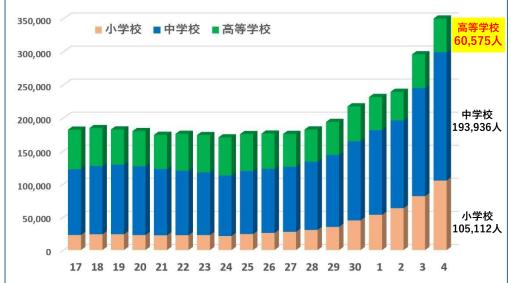
- ・社会的自立に資する支援を充実
- ・本市の拠点として機能を拡充
- 集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善を図るため、 ICT・通信環境の整備を進め、児童生徒の社会的自立に資する支援を充実していく。
- 学校内外の専門機関や関係者、多様な学びの場とのつながりを深め、 切れ目ない支援を推進するための相互連携を図る本市の拠点としての機能を拡充する。

高等学校等の生徒を含めた支援

・柔軟で質の高い学びの保障

高校生における不登校の特徴

年度別の不登校児童生徒数(小・中・高) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より作成



令和4年度 不登校児童生徒の割合(小・中・高) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より作成

小学校	中学校	高等学校
105,112人	193,936人	60,575人
(1.7%)	(5.98%)	(2.0%)

欠席や欠課が留年や退学、その後の進路やキャリアに直結しやすい

- ・義務教育ではない高校では、欠席や欠課が、進級や卒業の要件に即、影響してくる。
- ・全日制の多くの学校では「欠席日数が、年間の3分の1を超える」と、留年規定に 引っかかる。
- ・高校現場では、レポートや試験を追加して何とか留年せずに済む対応を考えようとしているが、その効果なく留年が決定すると、原級措置(留年)という形で、ほかの同級生たちより1年遅れることになる。
- ・その時点で**転学や中退などの進路変更を考えるケース**が出てくる。

思春期~青年期的な課題や精神病理を抱えたケースの増加

- ・身体的には、大人と同じくらい十分に成長を遂げる一方で、精神的にはまだ未熟な面が残る高校生。
- ・社会の中での位置づけも、保護者の庇護のもとにある「子ども」の立場にありつつも、自己イメージの中では「もう大人」という認識も強まっていく。
- ・子どもから大人への過渡期にある高校生という年代は、<u>情緒的にも不安定で様々な</u> 精神病理にも陥りやすいという脆弱性</u>を抱えている。
- ・その不安定さは、脳科学の分野からも明らかにされている。

高校になると、少なくなる支援の場

- ・義務教育の間は、不登校を対象とした公的な相談機関も民間施設も多いが、高校段 階になると**支援の場が途端に減ってしまう**。
- ・市区町村の教育委員会所轄の相談機関は、その多くが義務教育段階の児童・生徒と その保護者を対象としているためである。

参考文献:「不登校の理解と支援のためのハンドブック」伊藤美奈子[編著] ミネルヴァ書房(2022)

高等学校等の生徒を含めた支援

学校教育法施行規則改正 (令和6年4月1日施行)

(1)不登校生徒等向けの通信教育の実施(施行規則第88条の4関係)

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難である ため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められ る生徒(「**不登校生徒**」)、疾病による療養のため又は障害のため、 相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒(「病気療養中 等の生徒 |)その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育 上有益と認めるときは、高等学校は<mark>授業に代えて通信教育</mark>を行う ことができる。

・柔軟で質の高い学びの保障

学習意欲はありながら登校できない生徒が、原級 留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解 消し、卒業することができるようにすることを目的



(2)修得可能な単位数に関する規定の整備(施行規則第96条関係)

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記(1) の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単 位数は**合計で36単位まで**とする。

(※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる)

施行規則の改正に関する留意事項について

(高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について 令和6年2月13日通知)

施行規則第96条関係

施行規則第88条の3の規定に基づくメディアを利用して行う授業は、主に以下の場合に実施されることを想 定しており、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員が いない場合であっても同時双方向型の遠隔授業を行うことができるものであること。

(2)不登校生徒、病気療養中等の生徒その他特別の事情を有する学習機会の保障を図る場合(学習機会保障

本市における生徒の学びの保障

~生徒の不安を解消し、学習機会を確保する~

◆不登校の生徒の学び◆

<R6.13文科省通知>

不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向 型の遠隔授業を受講し、単位修得することを可能 とする。

<不登校生徒数>

R4年度:**291人 うち退学・原級留置(留年)79人**

同時双方向型 请隔授業

◆病気療養中の生徒の学び◆

<H27.4文科省通知>

病気療養中等の生徒が、病院等 から高等学校の同時双方向型の遠 隔授業を受講、単位修得をするこ とを可能とする

- 授業を配信するタブレットや受信側の 生徒が向きを操作できるWebカメラなど 必要な機器の整備を進める。
- 実施基準、実施要項、単位認定方法等 の検討を進める。

高等学校等の生徒を含めた支援

・柔軟で質の高い学びの保障

参照:「名古屋市立高等学校」ホームページ

本市における新たな学びの推進 ~チーム市立高校~

◆市立高校における学校の枠を越えた学び◆

<学校間連携>

高校生の学ぶ意欲に応じ、ICT機器やオンラインを活用するなどして、在籍する学校の枠を越えて、専門性の高い授業や特色のある授業を共有し、単位修得できる環境を整備

対面授業

同時双方向型 遠隔授業







「市立高校生ならだれでも申込み可能」(夏季講座) 市立高校生が、自分の興味・関心や目標に合わせて、在籍する 学校の枠を越えて学ぶ機会を提供します。

- 実施基準、実施要項、単位認定方法等の検討を進める。
- 短期集中型のオープン夏季講座から実施する。<u>生徒のニーズや課題を把握</u>し、共通点やつながりのある学校同士の連携や年間を通した履修等については、今後、研究していく。



15

高等学校等の生徒を含めた支援

- ・柔軟で質の高い学びの保障
 - 教師と生徒をWeb会議システムでつないで教室の授業を配信し、同時双方向型授業を行い、 単位認定につなげる。
 - 市立高校における学校の枠を越え、在籍する学校以外の授業等を対面やオンラインで受講 可能にする。